

## 要望書（回答）

### I、年金保険制度の維持・改善

#### 1、短時間労働者の被用者年金保険加入抜本的拡大

- ① 短時間労働者の被用者年金保険加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。少なくとも企業規模要件は即時全面廃止すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

短時間労働者の将来所得保障への対応、働き方に中立的な制度とすることで働きたいと希望する人が働きやすくするという社会的な要請を背景に、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が現在進められております。これまでの適用拡大により約40万人が新たに第2号被保険者となりましたが、令和4年10月からも順次適用拡大されることから、今後の推移を注視していきたいと考えております。

- ② とりわけ、就職氷河期に遭遇しやむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

上記要望と同様に、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が現在進められておりますことから、今後の推移を注視していきたいと考えております。

#### 2、基礎年金保険料拠出期間延長

基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

保険料拠出期間の延長につきましては、2019年財政検証のオプション試算では、所得代替率が上昇することで給付水準の確保につながるという試算結果が出されている一方、60～64歳の保険料拠出能力をどのように評価するかといったことや延長分に係る基礎年金2分の1の国庫負担に対する安定的な財源を確保することが課題として挙げられております。市といたしましても、全世代型社会保障に相応しい年金制度となりますよう、今後の推移を注視していきたいと考えております。

### 3、公的年金保険積立金の適正な管理・運用

公的年金保険積立金は、専ら被保険者の利益のために長期的視点で運用し「官製相場」のために用いないこと。

運営収益目標を達成するため経営委員会の機能を高めること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

公的年金は、現役世代から高齢者世代へ仕送りするという「世代間扶養」が基本となります。しかしながら、この仕組みでは、急激な少子化が進むと、支えての減少から保険料収入が減り、高齢者の増加から給付が増えることとなります。

年金積立金は、一定の給付を確保するために、あらかじめ厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部を給付に充てず積み立てたものであり、年金給付に必要な収入の大部分は、保険料収入や税金によりまかなわれていますが、この年金積立金を運用して得られた収入も活用しつつ、安定的な年金給付を行っています。

積立金は、将来の給付の貴重な財源となっておりますことから、管理及び運用の基本的な方針等については、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）が作成する中期計画に記載して公表することとしています。また、運用状況につきましても、業務概況等により公表することとしています。

また、G P I Fに設置されている運用委員会については、慎重かつ細心の注意を払い、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ年金積立金の管理及び運用を行っておりますことから、今後も推移を見守って参りたいと考えております。

## II、医療制度について

### 1、公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

公的皆保険制度は、誰もが等しく安心して安全な医療を受けるため基本的な社会基盤として堅持していくことが重要であると考えております。また、混合診療については、引き続き国の動向を注視していかなければならないと考えております。

### 2、医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など、医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進は、医療費削減を主目的とせず、医療・介護連携を目指すこと。

【回答】（健康子ども部健康支援課 担当）

地域医療を取り巻く環境は、2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となるなど、大きな転換期を迎えており、北海道医療計画及び地域医療構想に基づき取組を進めているところです。

患者が住み慣れた地域で病気と共存しながら生活し続けられるよう、引き続き、北海道や地元医師会等の関係機関と連携を図りながら、医療・介護連携を推進し、切れ目のないサービス提供体制の構築に努めてまいります。

### 3、在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域で・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充を図ること。

【回答】（健康子ども部健康支援課 担当）

将来的な在宅医療体制の構築に向けて、関係部局と連携しながら、とまこまい医療介護連携センターや苫小牧市医師会と協議を進め、基盤の構築を推進してまいりたいと考えております。

#### 4、高齢者医療制度における医療費負担2割基準化や資産等を算定基礎とした患者負担論の撤回

「高齢者医療制度発足時の根幹を崩す医療費負担2割基準化」「負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を算定基礎とした患者負担」を実施しないこと。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

後期高齢者医療制度については国の制度でありますので、本市としての回答は持ち合わせておりませんが、国は平成25年8月に提出された「社会保障制度改革国民会議報告書」において「後期高齢者医療制度は十分定着しており、現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当である」と結論づけているところです。

御要望の件につきましては、令和2年8月に「全国後期高齢者医療広域連合協議会」から国に対し、「高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況等を考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねること」との要望を提出しているところであります。

今後も国において検討を重ね、実施状況等を踏まえた必要な改善が行われていくものと考えておりますが、本市としましては、国や関係審議会等の動向を注視してまいりたいと考えております。

### Ⅲ、介護保険制度について

#### 1、介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに家族介護支援事業を含め介護者に対する支援を体系的に整備すること。利用者・家族にとって不可欠な要介護1・2に対するサービスを地域支援事業に移行させないこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護者に対する支援の体系的な整備につきましては、家族等の介護者からの相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携するなど介護者の負担軽減を図っております。今後も継続して取組を実施し、介護者の支援に努めてまいります。

また、要介護1・2の地域支援事業への移行につきましては、具体的な移行内容や方法が示されておりませんが、国の審議会での議論等を引き続き注視してまいります。

#### 2、認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の創設

① 認知症対策基本法・施策推進大綱・新オレンジプランを整備・更新し、諸施策を確実に実施すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

認知症施策においては、認知症施策推進大綱及び新オレンジプランに基づき実施しているところです。

また、現在も国で審議中である認知症基本法について、引き続き動向を注視しながら認知症施策に取り組んでまいります。

② 認知症高齢者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えとともに、国として発生時に家族に過剰な責任を負わせない損害賠償制度を整備すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

事故を起こした認知症高齢者の家族に対する施策につきましては、国の関係省庁等による会議において、認知症の方が事故を起こした場合の損害賠償額を補償する制度の創設について検討されておりましたが、結果、創設は見送られ、事故等の未然防止・早期対応や、民間保険の紹介・普及等を進めることとされていたところです。

- ③ 認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画とを一体的に作り上げること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

認知症施策と介護事業計画とを一体的に作り上げることにつきましては、現在、令和3年度からの第8期介護保険事業計画を策定しているところです。認知症施策については本事業計画に位置付けており、認知症の普及啓発や介護者への支援等継続的に実施してまいります。

### 3、在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

- ① 医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置につきましては、現在、市が基幹型同等の機能を果たしており、今後も地域包括支援センターを中心とした地域の関係機関との連携を密にし、地域のネットワーク構築等機能強化を図ってまいります。また、運営費及び職員体制については、地域包括支援センター委託法人及び地域包括支援センター運営協議会等とも協議しながら進めてまいります。

- ② 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。連携を強化するサービス体系とすること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

訪問介護における「身体介護」と「生活援助」の連携につきましては、現在、在宅高齢者のなかには、訪問介護で生活援助のみではなく、身体介護を併せて受けている方もおり、今後につきましても、引き続き、円滑に必要なサービスが受けられるよう努めてまいります。

- ③ 在宅生活の限界を高める（看護）小規模多機能型居宅介護などの介護報酬を改善し、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の拡充を図ること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

小規模多機能型居宅介護などの介護報酬の改善につきましては、令和3年度からの介護保険事業計画において見直されることとなっております。また、中重度の要介護者を一時的に受入れることが可能である小規模多機能型居宅介護について、その定員を拡充するとともに、高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくり、安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

#### 4、高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ① 貧困ビジネス化が危惧されている不安定で劣悪な居住型施設「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」「サ高住」等について正確に設置・運営実態を調査し、運営の透明化と利用者むけの事業者選択情報を公表するなど利用者の権利擁護のための施策を実施すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

高齢者が安心して暮らせる環境づくりに当たっては、高齢者一人ひとりの状況やニーズに応じた多様な住まいを確保することが重要となります。

高齢者向け住居や居住型施設には様々な形態がありますが、それぞれが適切に役割を果たすことが重要であり、本市としては、これらの設置状況等を把握し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

- ② 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして、養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充を図ること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の方が入所する施設であり、機能、設備及び運営に関する基準については、老人福祉法に定められております。また、養護老人ホームの対象となるのは、自分の身の回りのことがおおよそできる方となっており、身体上又は精神上著しい障害があ

り常時介護を必要とする方につきましては、介護保険法に規定する居宅サービスや施設サービスにより適切な支援を受けていただくことになります。

申込の際に市内の養護老人ホームに空きがない場合は、待機をお願いすることになりますが、早期の入所を希望される方につきましては、御本人をはじめ御家族や関係機関等とも丁寧に協議を行い、近隣市町村の養護老人ホームへの入所等も検討いただくなど、待機者解消に努めておりますので御理解願います。

③ 小規模多機能型居宅介護等、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住支援策を拡充すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

高齢者の居住支援策につきましては、現在、令和3年度からの第8期介護保険事業計画を策定しているところですが、どのような施設を利用したいかなどの設問を含む介護サービス利用アンケートの結果を踏まえ、高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくり、安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

## 5、介護事業労働者の処遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」のための処遇改善を実施すること。

全産業の平均を大きく下回る介護職員の賃金を改善するため、「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。とりわけ、人材が不足している訪問介護事業者対策を急ぐこと。また、介護分野賃金ガイドラインを策定すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護労働者の処遇改善につきましては、令和3年度の介護保険制度改正により、介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の見直しが行われます。

また、本市では事業所に対して、最低賃金の改正などの情報提供や、提出される処遇改善計画の内容が適正であるかの確認、指導を行っております。今後もそれらの取組を継続し、加算の取得の推進、介護職員の処遇改善へ繋げるなど介護職員の離職ゼロに努めてまいります。



#### IV、貧困・低所得者対策について

##### 1、生活保護基準を切り下げないこと

生活保護基準は憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、受給者の生活を直撃する再切り下げはしないこと。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

生活保護基準につきましては、国において、年齢や世帯人数、地域差の影響、物価の動向等を勘案した上で決定されております。

この基準に従った適正な制度実施の観点から、被保護者の実態や生活状況の把握に努め、各加算や各種扶助の認定を適切に行ってまいります。

##### 2、自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法に基づき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

本市における生活困窮者自立支援事業につきましては、直営で実施している自立相談支援事業をはじめ、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業、一時生活支援事業の4つの任意事業を委託により実施しております。

今後につきましても、包括的な支援を実施できるよう、委託事業者や関係機関等と緊密に連携を図り、支援体制の更なる強化・充実に向けて取り組んでまいります。

## V、税制について

### 1、個人所得税

- ① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。

【回答】（財政部市民税課 担当）

所得税は、国において経済状況や政策方針等により見直しが見直しが実施されているところです。令和2年分から、基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除などに関する改正がされます。今後も、個人の所得に係る税制改正について国の動きを注視してまいりたいと考えております。

- ② 年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格及び応能負担原則を踏まえた一貫性である税制とすること。

【回答】（財政部市民税課 担当）

年金課税については、令和2年分以後の収入に係る公的年金等控除の改正がされます。国において経済状況や政策方針等によって、今後も様々な見直しが検討されることになると考えており、その動きを注視してまいります。

### 2、消費税

- ① 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。

【回答】（財政部財政課 担当）

現在の消費税率の引き上げについては、社会保障制度の財源が、保険料や税金だけではなく、借金によって将来世代に負担を先送りしている状況を踏まえ、安定的な財源を確保し、社会保障制度を全世代型に転換するため、国において実施されたものです。

引き上げにより新たな政策が進められることとなり、本市においても待機児童の解消や幼児教育の無償化、所得の低い高齢者の介護保険料の軽減などを実施しているところです。少子高齢化が急速に進み、社会保障費が増大しているなかで、安定的な社会保障

制度確立のための必要な財源と考えています。

- ② 消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率導入案を撤回し最低限の基礎的消費にかかる諸費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

【回答】（財政部財政課 担当）

2019年10月の消費税率10%への引上げに伴い導入された軽減税率制度は、所得の低い方々への配慮の観点から国において実施されているものです。

消費税率引き上げに伴う財源は、国だけでなく地方にも影響を与えているものであることから、新たな低所得者への対応については、安定的な社会保障制度確立のための必要財源を確保しながら、地方の財政運営に影響を与えることのないように国の責任において検討すべきものと考えます。

## VI、地域公共交通の充実について

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がい者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

### 1、国・自治体が一体となった取組みを進めること

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため交通従事者代表の意見を十分に聴くなど、現場の実態に即した具体策を策定し、街づくりと一体となった地域公共交通活性化・再整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

地域公共交通については、現状や課題等の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形成し、持続させることを目的として、本市のまちづくりの方針と整合をとりながら、公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に取り組んでおります。

本計画の策定にあたっては、地域公共交通のあり方や地域公共交通の活性化及び維持を図るため、公共交通事業者をはじめ、道路管理者、公共交通利用者の代表、学識経験者、公共交通事業者の労働組合代表などが構成メンバーとして参加する、苫小牧市公共交通協議会において議論を重ね、関係者の意見を踏まえながら進めてまいります。

### 2、運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

今後、高齢化が進むことにより免許返納者が増えることが想定されることから、現在策定中の「地域公共交通計画」において、将来に向けた地域公共交通のあり方についてしっかりと検討を行い、持続可能な交通体系と利用者の利便性確保を目指してまいります。